慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ロンドンにおけるユグノー亡命者の定住とその職業構成についての一試論
Sub Title	An essay on the settlement and occupation of Huguenot refugees in London
Author	須永, 隆
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.特別号-II (1990. 3) ,p.31- 53
JaLC DOI	10.14991/001.19900302-0031
Abstract	
Notes	中村勝己教授退任記念論文集：西洋経済史・ 思想史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900302-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」82巻特別号—II（1990年3月）

ロンドンにおけるユグノー亡命者の定住とその職業構成についての一試論

須永　隆

目　次

I　序　論
II　ロンドンにおけるユグノーの定住とその特徴
III　ユグノーの職業活動についての考察
IV　結　語

I　序　論

本稿の課題は，ロンドン亡命者教会の資料を基に，フランス絶対王制期に亡命を余儀なくされたかのユグノーの社会経済的基盤確定のための一助を提供することにある。イギリスのピューリタンは形成以来80年をまって市民革命を実現したが，ユグノーの場合それと対蹠的に，成熟に至らぬうちに迫害のなかで亡命の道を選択せざるをえなかった。「革命」と「亡命」と，このように両者の運命は正反対であったが，そこに共通性がないわけではない。それは「近代資本主義」の揺籃期を担ったのがこれらカルヴィニストであったという点である。(1) 周知のごとくこれは「ウェーバー・テーゼ」であり，現代の係争点のひとつである。

ところで，ユグノーはナントの勅命廃止（1685年）を直接的契機としてその前後に，イギリスをはじめとして，アイルランド，スイス，オランダに亡命した。その総数はいまだに推測の域をでないが，一般的には1680年以降40年間に約20万人が国外退去したといわれ，最近の研究によれば内5万人はイギリスに渡ったと推定される。またちなみに20万人という数字はフランス新教徒の10%に当たっていた。

一方，ロンドンに大量流入するユグノーに一番当惑したのは，在来の諸カンパニーであった。かつてジョージ・アンウィン（G. Unwin）が以下のように指摘しているのは印象的である。(2)「彼ら（フ

注（1）　柳父徳太郎『国家理性と近代倫理』新紀元社，昭和56年，21，69，100ページ。「政治的」ユグノーと「生産力的」ピューリタンという構図が描かれている。中村勝己「ピュウリタニズムの検出—近世イギリス思想史研究序説（二）—」（『三田学会雑誌』73巻3号，1980年），145ページ。

（2）　G. Unwin, *Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, 1904, p. 219, G・アンウィン，樋口徹訳『ギルドの解体過程』岩波書店，1980年，300ページ。

ェルト帽製造工カンパニー——引用者）は二つの可能な行動方針の間で動揺した。彼らの特権を侵害したとして新来者を告訴するか，営業の自由の力を解き放って，フランス人たちを彼ら自身の領土で迎え撃つか，そのどちらかであった。」だが，近年の筆者の研究によれば，アンウィンの指摘したこうした動きは，すでに一世紀まえから開始されていたことが判明し，同様の現象がもっと早い時期から生じていたのであった。[(3)] このようにユグノーの経済活動は，ロンドンという大都市の経済的諸規制を崩し「フリー・トレイド」を解き放った重要な推進力のひとつに数えられるのである。われわれはここでウェーバーの著名な論文「プロテスタンティズムの教派と資本主義の精神」を思い起こすだろう。[(4)] 彼は論文の後半で「中世ツンフト」の原理と「禁欲的プロテスタント諸教派」のそれとの相違を興味深く論じている。すなわち競争を排除しようとしたツンフト（ギルド）にたいして，教派は家父長的な束縛や修業年限を徹底的にひっくりかえし，個人主義に基礎をおく方法的・合理的な生活態度に道を開いた。換言すれば，「近代資本主義」の形成原理は「教派」によって担われたというのであった。

かくしてユグノー研究は，ギルドを中心とする都市経済との関連でますます興味深いものとなる。an active minority としてのユグノーの経済活動は，ロンドンをはじめとするイギリス各都市の既存の秩序に大打撃を与えることになる。

この論文はそうしたロンドンにおけるユグノーの経済活動を解明するための序論をなすものであり，[(5)] イギリスの宗教政策との関係，教派（ここでは亡命者教会）の形成，職業構成，出身地について論じ，[(6)] 彼らの存在形態を探ろうとする準備的試みである。

II　ロンドンにおけるユグノーの定住とその特徴

イギリスは16・17世紀を挟んでほぼ150年間に二度の大きな亡命者の流入を経験した。ひとつは1560年代のエリザベス期に入って活発となるネーデルランドからの亡命者で，彼らはイングランド「東南部」の都市—Southanpton, Rye, Canterbury, Colchester, Norwich 等—に定住した。[(7)] こ

注（3）拙稿「ロンドンにおけるプロテスタント亡命者社会の形成と移民政策の展開（1540-1640）」（『早稲田商学』』第327・328合併号，昭和63年3月），441-447ページ。

（4）Max Weber, Die protestantischen Secten und der Geist des Kapitalismus (*Gesammelte Aufsätze zur Religions soziologie I*, 1920) SS. 235. M・ウェーバー，中村貞二訳「プロテスタンティズムの教派と資本主義の精神」（ウェーバー『宗教・社会論集』河出書房新社，1988年，所収），112-113ページ。

（5）本稿は拙稿「イギリスにおける移住者による技術移転解明のための前提」（早稲田大学大学院『商学研究科紀要』第24号，1987年）の続稿となるものである。

（6）ユグノーの職業構成を検出するのは資料の制約上，極めて難しい。この論文では以下の文献を利用する。A. P. Hands and I. Scouloudi (eds.), *French Protestant Refugees Relieved through the Threadneedle Street Church, London, 1681-1687*, Huguenots Society of London, Quarto Series Vol. XLIX, 1971. W. Minet and S. Minet (eds.), *Registers of the Churches of the Savoy, Spring Gardens and les Grecs*, Huguenot Society London, Quarto Series Vol. XXVI, 1922.

れに対して，17世紀後半に大量流入するフランス人亡命者（ユグノー）の定住は若干それと異なる傾向を示し，もちろんそうしたイングランド東南部の都市にもコロニーを形成したが，それだけでなく，Bristol や Exeter を代表とする「西南部」の都市にも定住地を見いだしたのであった。(8)

二度の亡命運動の定住先の地域的特性と差異は常に銘記されねばならない点であるが，反対に両者の共通項として特徴づけられることがある。それは両者の亡命運動の中心地が「ロンドン」であったという点である。これは，ロンドンが大陸に比較的近かったからでもあるし，また当地が伝統的に移住先として確立していたこともあげられる。亡命先の中心地ロンドンは，亡命者の流入以前に信仰とは無関係の移民が定住していたし，そのあと1560年代には亡命者社会の中心的役割を演じたオランダ人教会およびフランス人教会が形成された。したがってユグノーは，そうした伝統のなかにさらに入り込むことになるのである。

さてそれでは，亡命先の中心地ロンドンにユグノーが流入し，それが本格的になるのは，いったいどの時期からであろうか。従来の研究によると，フランス人亡命そのものは1620年代に増加し，とりわけ Westminster に集中する傾向をしめした。職業では，芸術関係のものに従事するものが大部分をしめ，(9) 後に見るように，当地はユグノーの流入後，経済活動のひとつの中心地となるのである。ユグノー流入はおそらく継続的な現象であったが，とりわけそれが激しくなるのは1680年代になってからである。前世紀の亡命者の子孫がイギリス人との結婚等による「同化」によってその規模を縮小させていたときに，すなわち名誉革命（1688年）以降もういちど亡命者社会が大きく膨らむことになるのである。

そこでまずイギリスの宗教政策との関連で，ユグノー亡命の背景を若干検討しておこう。1660年以降，ユグノーを受け入れるイギリス側の政策，とりわけ宗教政策は，いくつかのデリケートな側面をもっている。とくに改革派の教理を有したユグノーにとってひとつの脅威になったのは，チャールズ二世治世の1662年に制定された「礼拝統一令」（Act of Uniformity）である。(10) この法令はすべての聖職者を国教会の任命によるものとし，「公共祈禱書」（The Book of Common Prayer）の使用を義務づけるものであった。この法令によって，イギリスの非国教徒（non-conformist）の諸教会（congregations）は大きな打撃をうけたのであり，非国教徒の牧師約2,000名がその職を失ったといわれる。だが，その非国教徒に同感を示す外国人改革派教会の場合，その存立が国王によって「公認」されていたおかげで，辛うじてこの法令から除外はされていた。(11) けれども，つぎの事実は

注（7） 拙稿「エリザベス期イギリスにおけるプロテスタント亡命者の各都市定住—十六世紀後半のイギリス経済と技術移転」（早稲田大学『商経論集』第50号，1986年），11-30ページ。

（8） 拙稿〔1987年〕を参照。

（9） R. D. Gwynn, *Huguenot Heritage The history and contribution of the huguenots in Britain,* 1985, p. 57. I. Scouloudi, *Returns of Strangers in Metropolis, 1593, 1627, 1635, 1639,* Huguenot Society of London, Quarto Series, Vol. LVII, 1985, p. 103.

（10） 中村勝己「近世初頭イギリス「ピュウリタニズム」の研究」（『三田学会雑誌』73巻2号，1980年4月），140-141ページ。浜林正夫『イギリス名誉革命史』（未来社，1981年），61-62ページ。

（11） R. D. Gwynn〔1985〕, *op. cit.,* p. 96.

指摘せねばならない。つまり，それまではあらたに聖職授任（reordination）を行うことなしに外国人教会の牧師が国教会の教会禄（benefices）をうけることも可能であったのが，法令の発令以降は不可能になったことがそれである。

またとくに興味深いのは，ジェームズ二世（在位1685-88年）とユグノーの関係である。カトリックであったジェームズ二世はフランスのルイ十四世との連携を深めようとしており，従ってユグノーに対してはとうぜんある種の敵対感情を抱いていた。国内でユグノーに暴力的迫害を加えることすらしなかったが，ナントの勅命廃止を承認していたのは確実であった。ところが実際には，公の場ではユグノーの友人としての振る舞いをし，せいぜい彼ができたことと言えば，ユグノーがイギリスに来ないように思い止どまらせるか，あるいは移住したユグノーを心理的に動揺させることであった。[12] これは反カトリックの感情を背景として，当時のイギリス国民のユグノーにたいする世論がきわめて好意的であったことと関連があるのである。[13]

そしてこうした世論の高揚は，ユグノー亡命者のための寄付金（collection）依頼という形であらわれてくる。[14] このような寄付金の募集は，チャールズ二世治世の1681年7月28日が最初であり，それ以降1686年（合計£40,000-50,000），1688年，1694年，1699年と数年おきにおこなわれた。こうした寄付金によってユグノーは当面の経済的必要を賄うことができたのであった。

それではここでユグノー教会の設立に目をむけて，そこから彼らの定住の特徴を検討してみよう。第1表は，現在ニュージーランドの Massey University で教鞭をとる R. D. グウィンの論文を筆者が構成し直したものである。この論文は，ロンドン亡命者教会の位置を確定するためにユグノーに関する既存の文献を細部に至るまで検討した貴重な労作である。そこで本表（アルファベット順）からわれわれはさまざま貴重な事実を学ぶことができる。

まず最初に，「ユグノー教会」の数がかなり多いことに驚かざるをえない。短期の存在のものを含めると，ざっと50以上の教会または集会を数えることができる。先に触れたように，ロンドンにはユグノーの流入以前にすでにオランダ人教会とフランス人教会（表の35を参照）が100年以上にもわたって存続していた。ところが，ナントの勅令廃止を契機に流入したユグノーによって，急速に，こうした夥しい数の教会が設立されていくことで，ユグノー亡命者が「熟練職人」である以前に，なによりも「信仰の自由」を求めて来英した「信仰の亡命者」であったことを改めて確認するので

注 (12) R. D. Gwynn, "James II in the light of his treatment of Huguenot refugees in England," 1685-1686, *Proc. Hug. Soc.*, XXII, 4, 1980, p. 221.

(13) R. D. Gwynn [1985], *op. cit.*, p. 131. W. C. Scoville, *The Persecution of Huguenots and French Economic Development 1680-1720*, 1960, p. 323. ルイ十四世の agent である Bonrepaus はユグノー「呼び戻し」のためにイギリスにいたが，1686年1月から3月までに507名しか呼び戻せなかった。これもまたユグノーを取り巻く諸条件が悪くなかったことを示している。

(14) W. A. Shaw, "The English Government and Relief of Protestant Refugees," *English Historical Review*, 9, 1894, pp. 662-683. W. Cunningham, *Alien Immigrants of England*, 1897, pp. 227-234. この種の寄付金についての資料は次の文献を参照。*Records of the Royal Bounty and Connected Funds, the Burn Donation, and the Savoy Church in the Huguenot Library, in University College, London*, Huguenot Society of London, Quarto Series Vol. LI, 1974.

第1表　ロンドンにおけるユグノー教会の所在地

番号	名称・所在地	備考
1	ALDERMANBURY	SAINT MARTIN ORGARS (99) を参照。
2	L'ANCIENNE PATENTE	PATENTE, L'ANCIENNE (79) を参照。
3	LADY ANNANDALE'S HOUSE	THE SAVOY (102) を参照。
4	ARTILLERY (I) 〔Spitalfields〕	①二つのフランス人教会が設立される。Parliament Court と Artillery Lane。②各々が L'EGLISE DE ARTILLERIE としてしられていた。③最初の教会は Jacques Laborie のもとに集まる。④Laborie は1689年にロンドンに到着し，1690年か91年に教会を形成。⑤93年か94年に教会が分離して Chrispin Street の教会を形成。⑥閉鎖，1695年。⑦non-conformist（推定）。
5	ARTILIERY (II) 〔Spitalfields〕	①1691年はじめ St. Jean, Spitalfields および Leicester Fields の教会で奉仕していた牧師グループが Petticat at Lane に第三番目の教会を作る。②1695年 Petticat at Lane 教会は Laborie についていたものたちと合同→Artillery の第二教会の形成。③non-conformist。④1786年 Threadneedle Street 教会に参加（当地の教会運営停止）。 年度　洗礼件数　教会推定人数 1692-95　51　364(人) 1696-1700　196　1,120 1701-05　213　1,217 1706-10　266　1,520
6	BASSE (T) TE（と呼ばれた教会）	①極めて短期間だけ存在。
7	BAY..WATER	①初期のユグノー教会とは関係をもたない。②スコットランド長老教会の M. H. Du Ponet が説教したのが始まり（1861年）。③教会設立，1865-66年。④1949年閉鎖。
8	BELL LANE	①最初の記述，1709年1月3日。②non-conformist。③1710年頃会員数200-250。
9	BERWICK STREET〔Soho〕	期間ごとに次の箇所を参照。(1689-94年) LA PATENTE, Soho (79), (1694-1769年) LE CARRÉ (18)。
10	BRTHNAL GREEN	SAINT JEAN, Spitalfields (98) を参照。
11	BLACKFRIARS	①設立，1698年。
12	LA BOUCHERIE	①Newport Market におかれた二つの教会は L'Eglise de la Boucherie として知られた。②（1693-1700年）WEST STREET (122), (1701-05年) LE PETIT CHARENTON (83) を参照。

13	BOW	①十分な証拠は欠如しているが，当地にフランス人教会があったらしい。
14	BREWER'S HALL	SAINT MARTIN ORGARS (99) を参照。
15	BRICK LANE [Spitalfields]	L'HÔPITAL (51) を参照。
16	BROWN'S LANE	①設立，1719年。non-conformist。②1723年 conformist。④閉鎖，1740年。
17	BUCKINGHAM HOUSE	SAINT MARTIN ORGARS (99) を参照。
18	LE CARRÉ (L'EGLISE DU QUARRE ; LE QUARRE DE SOHO ; BERWICK STREET ; KINGSQUARE EN SOHO ; MONMOUTH SQUARE ; THE SQUARE ; MONMOUTH HOUSE ; THE CHURCH OF SOHO)	①教会設立，1689年（推定）。②1694年7月，Berwick Street, Soho に移動。1769年まで継続。④1838-52年 L'Eglise des Grecs に吸収される。⑤conformist。 年 度　洗礼件数　教会推定人数 1691-95　59　(337)(人) 1696-1700　60　(343) 1701-05　28　(160) 1706-10　19　(109) （注）（　）は数字の過小評価を示す。以下も同じ。
19	CASTLE STREET (LA RONDOLETTE)	①教会設立，1688年。②1701年8月 Castle Street, St. Martin's Lane に移動。②1726年 Moor Street に移動。③conformist。 年 度　洗礼件数　教会推定人数 1691-95　59　(337)(人) 1696-1700　50　(286) 1701-05　58　(331) 1706-10　44　(251)
20	CHAPEL ROYAL	SAINT JAMES'S PALACE (96) を参照。
21	CHAPEL STREET [Soho]	LA PATENTE DE SOHO (79) を参照。
22	LA CHAPELLE DU PARC	SWALLOW STREET (109) を参照。
23	LA CHAPELLE DU PARC	SPRING GARDENS (106) を参照。
24	CHELSEA LITTLE CHELSEA	①二つのフランス人教会。一つは Cook's Ground で，他のひとつは Little Chelsea で集会をもつ。②一つは17世紀後半に設立。
25	CHISWICK	①the English church の可能性あり。
26	L'EGLISE DU CITÉ	SAINT MARTIN ORGARS (99) を参照。
27	COCK LANE	SAINT JEAN (99), SWANFIELDS (110) を参照。
28	COLLEGE HILL	SAINT MARTIN ORGARS (99) を参照。

29	COOK LANE	SWANFIELD (110) を参照。
30	COVENT GARDEN	①1659年 Frogier なる人物が Covent Garden にフランス人 non-conformist 教会を設立するよう提案。②Thread Needle Street 教会によって却下。
31	CHRISPIN STREET 〔Spitalfields〕	①設立，1693年か94年。②1695年，Newport Maket 教会と pastoral union に入る。③1700年 Laborie が第2教会（Pearl Street）との合併に合意。④non-conformist 年 度　洗礼件数　教会推定人数 1696-1700　78　446(人) 1701-05　189　1,080 1706-10　185　1,057
32	L'EGLISE DU MONSIEUR (BENJAMIN) DE DAILLON 〔Soho and Spitalfields〕	LA PATENTE (79) を参照。
33	DURHAM HOUSE, DURHAM YARD	THE SAVOY (102) を参照。
34	EMBROIDER'S HALL〔Gutter Lane〕	①1697年，Charles le Cene が指導を表明。
35	FRENCH CHURCH OF LONDON (OLD FRENCH CHURCH ; WALLOON CHURCH OF LONDON ; THREADNEEDLE STREET)	①設立，1550年。②18-19世紀に他のフランス人諸教会と合同。 年 度　洗礼件数　教会推定人数　年 度　洗礼件数　教会推定人数 1651-55　509　2,909(人)　1681-85　1,073　6,131 1656-60　409　2,571　1686-90　1,459　8,337 1661-65　564　3,223　1691-95　1,356　7,749 1666-70　454　2,594　1696-1700　1,235　7,057 1671-75　529　3,023　1701-05　1,419　8,109 1676-80　615　3,514　1706-10　1,103　6,303
36	FRENCH EPISCOPAL CHURCH	L'EGLISE DES GRECS (43) を参照。
37	FRIARY CHAPEL	SAINT JAME'S PALACE (90) を参照。
38	GLASSHOUSE STREET	LEICESTER FIELDS (60) を参照。
39	GOVERS' HALL	LA PATENTE (79) を参照。
40	GLOWERS STREET	①GLASSHOUSE SREET の誤り。②LEICESTER FIELDS (60) を参照。
41	GOLDEN SQUARE	①1689-90年 minutes of the French committee に二箇所の記述。②牧師，Contet と Pegorier。
42	L'EGLISE DU MONISEUR COMMARC	WEST STREET (10) を参照。

43	L'EGLISE DES GRECS (OLD FRENCH CHURCH IN SOHO; HOG LANE; FRENCH EPISCOPAL CHURCH)	①The conformist Savoy church の姉妹教会。②1680年代の亡命者によって形成されたロンドンで最初の教会。③教会設立，1677-1680年。④conformist。
44	'THE CHURCH NEAR THE GREEK CHURCH' 〔Soho〕	①設立，1700年夏。しかし間もなく解散。 ②non-conformist。
45	GREENWICH	①（1687年4月24日 the diarist John Evelyn の報告）迫害から逃れた100人くらいの教会。②conformist。③少なくとも1747年までは存在。
46	GUTTER LANE	EMBROIDER'S HALL (34) を参照。
47	HACKNEY	相当大きな Huguenot colony がここに存在した。
48	HAMMERSMITH	①教会規模は小さかったらしい。②conformist。
49	HOG LANE	L'EGLISE DES GRECS (43) を参照。
50	HONEY LANE	SAINT MARTIN ORGARS (99) を参照。
51	L'EGLISE DE L'HOPITAL 〔Spitalfields〕 (LONG HEDGE FIELD CHURCH; L'EGLISE NEUVE; BRICK LANE)	①設立，1687-88年。②French Church of London の別館。③non-conformist。④1743年，Founier Street and Brick Lane に移動。⑤1809年，閉鎖。
52	FRENCH HOSPITAL CHAPEL	①設立，George 1 世治世。②最初の礼拝，1718年11月12日。③conformist。
53	HOXTON	①最初の記録，1714年，1720年。records of the churches of West Stre et and Castle Street。②non-conformist。③1785年閉鎖。
54	HUNGERFORD MARKET	CASTLE STREET (19) を参照。
55	ISLINGTON	①1718年，JEAN BAPTISTE LIEGEOIS が奉仕する。
56	LORD JERMYN'S CHAPEL	SWALLOW STREET (109) を参照。
57	JEWIN STREET	SAINT MARTIN ORGANS (99) を参照。
58	KENSINGTON PALACE	教会があった証拠は欠如。
59	KING'S SQUARE	LE CARRÉ (18) を参照。
60	LEICESTER FIELDS ('L'EGLISE DE PICADILLY'; GLASSHOUSE STREET; GOLDEN SQUARE; ORANGE STREET)	①1687年，Huguenot immigration はピーク。②フランス人牧師の一団が相談して，二つの地域にフランス式のやり方で礼拝する教会を作ることに決定（the west of westminster と the east of London)。③1687年二つの教会を設立。(東部) St. Jean, Spitalfields。(西部) Glass house Street。④non-conformist。⑤（Glasshouse Street and Leicester Fields)

		年 度　洗礼件数　教会推定人数 1688-90　55　629(人) 1691-95　255　1,457 1696-1700　327　1,869 1701-05　180　1,029 1706-10　114　651 ⑥1786年，Le Carré の教会と合同。
61	LINCOLN'S INN FIELDS	①（1689年12月4日 minute of the French Committee）Lincoln's Inn Fields で奉仕する牧師 Messieurs Fleury および Gommarc にたいして年7ポンドの下賜金の規約。②これらの牧師は the congregation of Weld House を創設。③WEST STREET（120）を参照。
62	LITTLE CHELSEA	CHELSEA（24）を参照。
63	LONG HEDGE FIELD	L'HOPITAL（51）を参照。
64	L'EGLISE DU MARCHE 〔Spitalfields (I) and (II)〕	①設立，1699年12月か1700年初頭。②non-conformist。
65	MARYLEBONE	証拠は欠如。
66	MILK ALLEY (I) ('LE TABERNACLE') 〔Soho〕	①資料，rate books of the parish of St. Anne, Soho（1692-5）。②解体，1696年3月。Leicester Fields church に別館として吸収される。
67	MILK ALLEY (II) ('LE TABERNACLE'; 'L'EGLISE DE SOHO')	①1696年-1720年，Leicester Fields の別館。②non-conformist。 年 度　洗礼件数　教会推定人数 1696-1700　50　286（人） 1701-05　48　274 1706-10　35　200
68	MONMOUTH HOUSE MONMOUTH SQUARE	LE CARRE（18）を参照。
69	MOOR STREET	CASTLE STREET（19）を参照。
70	MORTLAKE	①17世紀前半に Mortlake に確立した外国人教会は Dutch であって French ではなかった。
71	L'EGLISE NEUVE LA NOUVELLE EGLISE	①（1701年まで）SAINT MARTIN ORGARS（99）を参照。（1742年以降）L'EGLISE DU L'HÔPITAL（51）を参照。②初代牧師 Jacob Asselin。

72	NEWPORT MARKET ('LA BOUCHERIE')	①1609年-1705年, Newport Market House の上の部屋で3つの French refugee congregations が礼拝をもつ。
73	LA NOUVELLE PATENTE	LA PATENTE DE SOHO (79) を参照。
74	LA NOUVELLE SAVOIE	SPRING GARDENS (106) を参照。
75	'OLD FRENCH CHURCH IN LONDON'	THE FRENCH CHURCH OF LONDON (35) を参照。
76	'OLD FRENCH CHURCH IN SOHO'	L'EGLISE DES GRECS (43) を参照。
77	ORANG STREET	LEICESTER FIELDS (60) を参照。
78	PARLIAMENT COURT	ARTILLEY (I) (II) (4, 5) を参照。
79	THE CHURCHES OF 'LA PATENTE'	①これらの諸教会の歴史は極めて複雑。②二つの主要な教会が存在。La Patente de Soho (西部), La Patente de Spitalfields (東部)。②non-conformist。③1688年に James II 世によって許可。
	(1) LA PATENTE DE SOHO ('LA NOUVELLE PATENTE'; 'LA PETITE PATENTE'; 'L'EGLISE DE SOHO'; 'Mr. DE DAILLON'S CHURCH'; 'THE PATENTE IN OLD SOHO'; CHAPEL STREET)	①1689年-94年教会は Berwick Street にある。②1719年, La Patente de Spitalfields から独立。③1784年, L'Eglise des Grecs と合同。 年 度 洗礼件数 教会推定人数 (1690年) (26) (743)(人) 1691-95 166 949 1696-1700 56 320 1701-05 53 303 1706-10 70 400
	(2) LA PANTE DE SPITALFIELDS (CLOVERS' HALL; PATERNOSETR ROW; LA PATENTE; CRISPIN STREET; 'L'EGLISE PATENTE NORMEE BASSETTE'; 'MR. DE DAILLON'S CHURCH'; 'L'EGRISE DE DAILLON'S CHURCH'; L'EGLISE DE SPITALFIELDS'; BROWN'S LANE)	年度 洗礼件数 教会推定人数 (1690年) (23) (657)(人) 1691-95 232 1,326 1696-1700 239 1,366 1701-05 335 1,914 1706-10 384 2,194
	(3) L'ANCIENNE PATENTE (LA VIEILLE PATENTE; OLD PATENTE) [SOHO]	①non-conformist, ②600名ほどの会員がいたらしい。③閉鎖, 1710年ころ。
	(4) ALLIED CONGREGATIONS OF THE UNITED PATENTE CHURCHES	Blackfriars, Le Petit Charenton, Wheeler Street の3つの教会は18世紀はじめ La Patente の牧師たちが勤めていた。
80	PATERNOSTER ROW	LA PATENTE, Spitalfields (79) を参照。
81	PEARL STREET [Spitalfields (I) (II)]	①設立, 1697年。1701年, Crispin Street 教会と合同。約500名の会員。

82	THE PEST HOUSE	①1681年10月，亡命者に当地を使用させて欲しいという要求が Bishop of London を通じて Lord Mayor に提出される。②牧師，Francis le Preux (1687年)→Jacques Fontaine (1688年11月)→Duplessis。③conformist (推定)。
83	LE PETIT CHARENTON ('LA BOUCHERIE'; NEWPORT MARKET (II))	①1701年夏。牧師，Henry Daubigny。②1703年，Wheeler Street と合同 (1705年まで)。③non-conformist。④推定規模。1702年，450人。1720年代，250人。
84	LA PETITE PATENTE	LA PATENTE, Soho (79) を参照。
85	LA PETIT SAVOIE	SPRING GARDENS (106) を参照。
86	PETTICOAT LANE	ARTILLERY (II) (5) を参照。
87	PICCADILLY	(1687-88から1693年) LEICESTER FIELDS (60) を参照。 (1694から1710年) SWALLOW STREET (109) を参照。
88	PREFONTAINE'S CHURCH IN SPITALFIELDS	①設立，1700年。牧師，Prefontaine。②conformist (推定)。
89	LA PYRAMIDE	WEST STREET (120) を参照。
90	QUAKER STREET	①設立，1699年。②設立者，Henry Daubigny and Prefontaine。③non-conformist。④閉鎖，1700年後半。⑤規模の推定，不可能。
91	LE QUARRE	LE CARRÉ (18) を参照。
92	RIDER'S (RYDER'S) COURT	① (baptismal registers の開始) 1700年11月3日→教会の設立はこれより少し前と推定。②閉鎖，1738年末。③non-conformist。 年度 洗礼件数 教会推定人数 1701-05 135 771人 1706-10 125 714
93	LA RONDOLETTE	CASTLE STREET (19) を参照。
94	ROSE LANE	non-conformist。
95	ST. GILES STREET	non-conformist。
96	FRENCH CHAPEL ROYAL, PALACE OF SAINT JAMES ('CHAPEÇOISE DE ST. JAMES)	①1689年，William III 世が当地を the Earl of Nottingham から購入。フランス人亡命者に使用許可。②conformist (1710年頃)。
97	L'EGLISE DE LA PLACE DE ST. JAMES	SWALLOW STREET (1689-94年) (109) を参照。
98	SAINT JEAN	①設立，1687年。②non-conformist。③1827年，Threadneedle Street Church と合同。

		年 度 / 洗礼件数 / 教会推定人数 (1688-90) / (57) / (543)人 1691-95 / 107 / 611 1696-1700 / 130 / 743 1701-05 / 183 / 1,046 1706-10 / 221 / 1,263
99	SAINT MARTIN ORGARS ('L'EGLISE NEUVE'; 'LA NOUVELLE EGLISE'; JEWIN STREET; 'LE TABERNACLE, JEWIN STREET'; BREWER'S HALL; 'L'EGLISE DU CITE; ALDERMANBURY; HONEY LANE MARKET; BUCKINGHAM HOUSE; COLLEGE HILL; ST. MARTIN'S ORGARS; ST. MARTIN'S LANE	①設立，1686年。②conformist。③1701年，400名を越える。 年 度 / 洗礼件数 / 教会推定人数 (1699-1700) / (26) / (371) (人) 1701-05 / 58 / (331) 1706-10 / 34 / (194)
100	SAINT MARTIN'S LANE ('ST. MARTIN STREET)	①1700年のみ存在。②non-conformist。
101	SAINT MARTIN STREET	SAINT MARTIN'S LANE (100) を参照。
102	THE SAVOY (FRENCH CHURCH OF WESTMINSTER; DURHAM HOUSE; DURHAM YARD; 'CHEZ LADY ANNANDALE'; SOMERSET HOUSE; 'L'ASSEMBLEE DE SOMERSET'; 'LA SAVOIE'	①設立，1642年。Jean d'Espagne が Erench Church of London から分離。②ロンドンで最初の conformist フランス人教会。③閉鎖，1730年。 年 度 / 婚姻件数 / 洗礼件数 / 教会推定人数 1686-90 / 176 / / 4,000＋？人 1696-1700 / 76 / (1703年8月～) / (1703年8月～) 1701-05 / 75 / 155 / 1,832 1706-10 / 68 / 252 / I,440
103	SOHO	LA CARRÉ (18), MILK ALLEY (66, 67), LA PATENTE (79), DES GRECS (43) 参照。
104	SOMERSET HOUSE	THE SAVOY (102), LE CARRÉ (18) を参照。
105	SPITALFIELDS	①the French Chuch of Spitalfields という教会は存在しない。②以下の教会がそれに相当する。LA PATENTE, Spitalfields。ARTILLERY (II)。WHEELER STREET。L'EGLISH DU MARCHÉ。PREFONTAINE'S CHURCH IN SPITALFIELDS。
106	SPRING GARDENS ('LA CHAPELLE DU PARC'; LA NOUVELLE SAVOIE; LA PETITE SAVOIE)	①設立，1680年代。②閉鎖，1750年代。③conformist。
107	THE SQUARE	LE CARRÉ (18) を参照。
108	SUNBURY-ON-THAMES 〔Middlesex〕	①教会があったとしても1700年以後。②conformist (推定)。

109	SWALLOW STREET (L'EGLISE DE LA PLACE DE ST. JAMES; YORK STREET; L'EGLISE DE PICCADILLY; LA CHAPELLE)	①1684-94年，York Street のチャペルで集会がもたれる。のちに Swallow Street に移動（1710年閉鎖）。②conformist。
110	SWANFIELDS (COOK LANE; COCK LANE?)	①non-conformist。
111	LE TABERNACLE	MILK ALLEY, Soho (66, 67), SAINT MARTIN ORGARS (99) を参照。
112	THREADNEEDLE STREET	FRENCH CHURCH OF LONDON (35) を参照。
113	THREE CROWN COURT	WHEELER STREET (122) を参照。
114	LA TREMBLADE	WEST STREET (120) を参照。
115	LA VIELLE PATENTE	L'ANCIENNE PATENTE (79) を参照。
116	WALLOON CHURCH OF LONDON	FRENCH CHURCH OF LONDON (35) を参照。
117	WANDSWORTH	①設立，1680年代。②conformist。③閉鎖，1787年。
118	WAPPING ('HOUAPIN'; 'THE FRENCH CHURCH OF ST. JOHN IN WAPPING')	①設立，1702年。②1705年，non-conformist→conformist。③会員はほとんど Channnel Islanders。
119	WELD HOUSE	WEST STREET (120) を参照。
120	WEST STREET (THE CHAPEL OF LINCOLN'S INN; 'L'EGLISE DE MONSIEUR COMMARC'; WELD HOUSE; NEWPORT MARKET (I); 'LA BOUCHERIE'; 'LA PYRAMIDE'; 'LA TREMLLADE'	①設立，1689年。②1743年，Les Grecs と合同。③conformist。
121	WESTMINSTER	THE SAVOY (102) を参照。
122	WHEELER (WHELER) STREET 〔Spitalfields I, II〕	①二つの別々のフランス人教会が違った時期に Wheeler Street に存在。②non-conformist。③最初の教会，1700年6月設立（数カ月で閉鎖）。④次の教会では，1703-05年に United Patente churches の牧師が勤める。⑤1742年，the church of la Patente, Spitalfields と合同。⑥1704-10年の洗礼件数255件。教会推定人数1,000人以上。
123	SIR GEORGE WHELER'S TABERNACLE	WHEELER STREET (122) を参照。
124	WILLOW STREET	WHEELER STREET (122) を参照。
125	YORK STREET	SWALLOW STREET (109) を参照。

（出所） R. D. Gwynn, "The Distribution of Huguenot Refugees in England, II: London and its Environs," *Proc. Hug. Soc.*, Vol. 22, 1970-76, pp. 509-568 を整理。

ある。そして彼らが自らの形成した「教会」を中心にして，その生活圏を拡大したことも想像に固くないのである。そこでさらに強調せねばならないのは，「亡命者数」の問題である。一世紀まえのネーデルランドからの亡命者と比較したばあい，数の点でもユグノーは圧倒的に多数であったことを示している。おそらく低く見積もってもピーク時には25,000人ものユグノーがロンドンに居住していたであろうと推定できる。[15] こうしたことからも，当時の経済の専門家たちがユグノー移民の扱いについて議論せざるをえない状況を十分に察知できるのである。[16]

つぎに定住先の問題がある。即ち，ユグノーは，東部ではSpitalfields，西部ではLeicesterfields，Soho areaといった「ロンドン郊外」に群集する傾向があり，そのうち，人数の点では「東部」により多く集中する傾向があった。こうして郊外に定住の中心地を形成した理由は，そこでは食糧が安価であるばかりでなく，「ギルド支配」が極めて緩慢であったという事情があったからである。[17] 亡命者の生活圏が時代の下るにつれて，郊外へと拡散する傾向は，つとにネーデルランドからの亡命者の場合にも当て嵌まり，[18] 同様の傾向をユグノー亡命者も示しているといえよう。

続いて宗教上の立場の問題がある。イギリス当局からすれば，当然のごとく，ユグノーには国教会へのコンフォームが求められたであろう。[19] また，ユグノーが商工業活動を営む場合にも，その方がはるかに有利になったにちがいない。だが，実際の傾向を見てみると，①全体にユグノー教会のなかで，非国教徒（non-conformist）が非常に多いことが指摘できるし，②なかでも非国教徒は，東部の絹工業の中心地スピタルフィールズに集中しているのである〔代表的な教会は第1表の番号で5，31，51，64，79，81，90，98，122〕。[20] 当地は例外なく「非国教徒」であった。③一方，ロンドン西部のユグノー教会は，もちろん非国教徒の教会も存在するが，かなりの数がコンフォーミストであったことがかわる。当地の亡命者教会は1690年時点では10教会中7つまでがイギリス国教会へとコンフォームしていたのである。[21] これは当地が宮廷（the Court）に近かったことと無関係ではない。ここでのユグノーの経済活動は高度の「奢侈品」に特価する傾向があったようだ[22]（分析は第Ⅲ章を参照）。さらに興味深いことに，その後の歴史をみると，西部はより早くイギリス人との「同化」現象が見られたのであった。

注（15） R. Gwynn, "The number of Huguenot immigrants in England in the late seventeenth century," *Journal of Historical Geography*, 9, 4, 1983, p. 392.

（16） 杉山忠平編『自由貿易と保護主義』法政大学出版局，1985年。杉山忠平「自由貿易論の生成」を参照。

（17） R. D. Gwynn〔1985〕, *op. cit.*, p. 35.

（18） 拙稿〔昭和63年〕，429ページの表Ⅳ参照。

（19） R. D. Gwynn〔1980〕, *op. cit.*, pp. 220-222. James 二世は当初，亡命者がイギリス国教会に「コンフォーム」するという条件で教会設立を認可した。

（20） 市川承八郎「ロンドンの膨張と変容—とくに郊外工業地域の形成について—」（谷和雄編『西洋都市の発達』山川出版社，昭和40年），215，263ページ。

（21） R. D. Gwynn〔1985〕, *op. cit.*, p. 101.

（22） *Ibid.*, p. 71. 当地の亡命者諸教会は次のような職業からなっていた。tailors, wigmakers and hairdressers, boot and shoemakers, food and drink merchants, clockmakers and gunmakers, jewellers and goldsmiths 等である。

また教会設立の時期も考察の対象にされる必要がある。それは non-conformist のユグノー教会が新しく形成されるようになるのは，1687年の「信仰自由令」(Declation of Indulgence) 以降である点である。さらに1689年に「宗教寛容法」(Toleration Act) が制定されてから，その傾向は一段と拡大していくのである。宗教上の寛容の影響はとりわけ conformist の多かった「西部」にあらわれて，non-conformist と conformist が1700年時点ではほぼ同数の勢力になっているのである。[23]〔代表的なものは第1表の番号で conformist-18, 19, 43, 102, 106, 109, 120。non-conformist-44, 60, 67, 79(1)(3), 100〕。

以上いくつかの観点からユグノーの定住について見てきたが，いずれにせよ重要な点は，たとえ conformist の立場をとるにせよ，かれらはみな心情的には確実にカルヴィニストであり，non-conformist であったということである。にもかかわらず，地域によって宗教上の立場に差異が生じた理由は，みずからの担う職業の「職種」によって，宗教上の節を曲げねばならない事態が生じたからである。そしてわれわれはこうした点にも，亡命者のおかれた「苦境」を察することができるのである。

III ユグノーの職業活動についての考察

イギリスがユグノーを積極的に保護したのは，その「宗教的立場」に対する同情心ばかりからではない。彼らが同時に一流の「熟練工」であり，経済上の利益も甚大であることもイギリス当局者は明確に意識していたからである。これはおそらく前世紀のネーデルランドからの亡命者の技術移転によって，ウールンから新毛織物（ウーステッド）への構造転換を首尾よく成し遂げ，衰退気味の織物工業を見事に復活させたことと関係があるであろう。[24]もちろん，ユグノーの定住にたいして都市在来の中小手工業者たちからの反発は凄まじいものがあった。不況期になれば必ず亡命者たちは厳しい非難の矢面にたたされた。だが，一部のそうしたギルドの下層を形成する人々を除けば，解体期のギルド時代にあるロンドンにあって，ギルド上層部の商業的な企業家層によっても，熟練工としてのユグノーは高く評価されていたのであった。[25]

ユグノーはまた，その「市民的特性」によっても高く評価されていた。浪費的で感性の「解放」によって自己破綻に向かう人間とはおよそ正反対の類型に属するこの亡命者たちは，簡素で規則正しい生活を心情とし，その勤勉と信用によって，自己の経済活動を最大限「合理的」に拡大することができた。そしてこうした「禁欲的」諸徳性は，初期資本主義時代の資本蓄積期には決定的に重要な意味をもったのである。[26]また一方でカルヴィニストたるユグノーにとっては，厳しい道徳的

注 (23) *Ibid.*, p. 104.

(24) 船山栄一『イギリスにおける経済構成の転換』(未来社，1967年)。とりわけ第一論文参照。

(25) ギルドと亡命者との関係は次の研究書が正確な見通しを提供してくれる。坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の研究』(有斐閣，昭和62年)。とりわけ167-168ページ。R. D. Gwynn〔1985〕, *op. cit.*, p. 117.

「規律」(discipline) が支配的であり，当時の農村の共同体的生活を取り巻いていた踊り (dancing)，居酒屋 (taverns)，ゲーム (game)，カーニヴァル (carnivals) を徹底的に攻撃したという事実は，驚くほどピューリタンと類似していたといえるのである。[27] こうしてユグノーは同時に「伝統的生活習慣」の破壊者でもあった。

ところで，ユグノーをイギリスの経済・貿易政策の観点から見た場合，長期にわたってそこに一つの基調を見いだすことができる。それは彼らを「輸入代替」の起点におき，それまで外国から輸入していた製品を国内で製造しようという考えである。この基調は絶対王制期の1540年代からあり，市民革命期前とそれ以後においてほぼ一環していた。[28] そして現実的にユグノーの影響力がいかに大きかったか，具体的な証拠として次のような数字を提起できる。即ち，Macpherson の Annals of Commerce によると，ユグノーの大量流入を挟んで，対フランス貿易に関して1683年の金額を1723年のそれと比較したばあい，総額で約 £2,000,000 もの減少となっているのである。[29] とりわけ絹製品の減少額がもっとも大きかった。

それでは，ユグノーはいかなる職人層からなり，いかなる職業をイギリスに移植したのであろうか。これまでさまざまに議論されていて，さまざまに列挙されているけれども，実は一部の教会に保存されたものを除いて，彼らの職業統計に相当するものは存在してないのである。[30] そうではあるが，これまでの研究によって，かれらが齎したといわれる産業で基本的なものは指摘しうる。まずそれを外観しておこう。

なんといっても最重要なのは，「絹」の製造である。ただ，絹製造は17世紀のユグノーによって初めて導入されたといわれてきたが，実際はそうではなく，16世紀の亡命者によって「導入」はされていたのである。したがって正確には，導入ではなく，絹工業の「確立」の起点がユグノーであったといえるのである。ユグノーによって，ロンドン東部のスピトルフィールズ spitalfields とカンタベリー (定住地は Blackfriars) は絹産業のメッカとなった。[31] とりわけピストルフィールズはユグ

注 (26) Herman Levy, *Die Grundlagen des ökonomischen Liberalisumus in der Geschichte der englischen Volkswirtchaft*, 1912, S. 54. ヨーゼフ・クーリッシェル，諸田，松尾，柳沢，渡辺，小松原訳『ヨーロッパ近世経済史Ⅱ』(東洋経済新報社，昭和58年)，126-130ページ。

(27) R. D. Gwynn [1985], *op. cit.*, p. 18. ピューリタンについては次の研究書を参照。C. Hill, *Society and Puritanism in Pre-Revolutionary England*, 1964, pp. 219-258. K. Thomas, *Religion and the Decline of Magic*, 1971, p. 21. 「伝統社会」から「近代社会」への移行期においてカルヴィニズムの "discipline" が極めて重要な意味をもっていたのである。

(28) 拙稿 [昭和63年]，416ページ。

(29) J. P. Guitteau, "Influences of the Huguenot Refugees on English Manufactures," *THE SOCIAL STUDIES*, XXXIII, 6, 1942, p. 266. ここで減少額が大きいものとして挙げられている商品は silkes, flax cloth, sail cloth, canvas, beaver hats, glassware, clocks, paper 等である。

(30) ユグノーの職業の検出には次の文献を参照のこと。C. F. A. Marmoy, *General Index to the Proceedings and the Quarto Series of publications of the Huguenot Society of London 1885-1985*, 1986, pp. 57-58.

(31) W. G. Scoville, "The Huguenots and the Diffusion of Technology," *Journal of Political Economy*, Vol. LX, 5, 1952, p. 300.

ノーによってイギリス絹製造業の中心地となるのである。当地には，数の点ではユグノーよりイギリス人のほうが多かったらしいが，1740年代から50年代に至ると，その中心的役割を果した人々の多くがユグノーであった。(32)

また「紙」製造もかれらに負う面があったが，それには次のような特色があった。紙製造自体（資本を含めて）はすでにイギリスで「確立」していたが，その「技術水準」は低かった。紙製造の発展は，①水資源が豊富であること，②原料となるリネン linen が付近にあること，③熟練労働者が存在すること，といった大きく3つの条件に制約されていた。とりわけ大事なのは最後の「熟練労働者」の存在である。これが他の諸工業とは際立つ紙工業の特殊性で，織物工業や釘製造などは半熟練・非熟練の農村労働者（女性，子供を含む）によって，低賃金の家内労働を基礎として発展しえたが，紙製造の場合，技術の特殊性ゆえ，そうした発展はできなかったのである。そしてユグノーの熟練が寄与したのもまさしくこの点だったのである。紙の種類は大きく二つに分類でき，brown paper と white paper がそれである。ユグノーの場合，後者の white paper の製造技術の「改良」に大きな役割を演じたのであった。ユグノー流入後の紙製造の迅速な発展は，一方で，工場（mills）数の増大によっても示される。王政復古期その数約50であったのが，1690年代には100を越え，1712年には200以上に膨れ上がり，1738年には278まで達している。こうした発展の背後において，ユグノーは高品質の紙を製造するための「技術」を提供し，イギリスの紙製造業発展のいわば「酵素」（leaven）としての役割を演じたのである。(33)

つぎに，「帽子」製造もユグノーによって大きく影響された産業である。帽子製造は当のフランスによって，ほとんどユグノーによっておこなわれており，うさぎ（rabbit, hare）やビーバー（beaver）の革を用いて優雅で「高級」な帽子の製造技術を保持していたのである。1685年に多くの帽子製造業者がロンドンに亡命したあと，フランスは自国の帽子産業を約半世紀のあいだ失ったといわれるくらい，その影響は潰滅的であった。(34)

「ガラス」製造業についてもユグノーの影響が指摘できる。イギリスのガラス産業は停滞ぎみであったものの，すでに「確立」しており，(35) ユグノーがそれに直接かかわったわけではないが，かれらはそれまでイギリスがフランスから輸入していたさまざまな「上質の」ガラス製品の製造技術を導入した。なかでも crystal and plate glass の製造技術はかれらに負っていた。(36)

以上がユグノーによってさまざまに影響をうけた代表的な産業であるが，このほかにもユグノー

注（32） 市川承八郎「スピトルフィールズ（ロンドン）絹織物工業の展開とその構造」（神戸大学文学会『研究』36号，1965年），87-115ページ。P. Thornton and N. Rothstein, "The Importance of the Huguenots in the London silk industry," *Proc. Hug. Soc.*, 20, 1958-64, p. 84. I. Scouloudi (ed.), *Huguenots in Britain and their French Background, 1550-1800*, 1987, pp. 125-140.

（33） D. C. Coleman, *The British Paper Industry 1495-1860*, 1958, pp. 34-38. Do., "The early British Paper Industry and the Huguenots," *Proc. Hug. Soc.*, 19, 1959, pp. 210-222.

（34） J. P. Guitteau, *op. cit.*, p. 267.

（35） E. S. Godfrey, *The Development of English Glassmaking 1560-1640*, 1975, p. 17, p. 23, p. 225.

（36） Guitteau, *op. cit.*, p. 267.

は，いくつかの製品の製造技術を紹介している。時計（clocks, watches）製造，宝石（jewelry）の加工技術，それに一連の高級商品（gloves, laces, fancy buttons, gold and silver gallons, tapestries）などがそれである。[37]

ユグノーの産業への貢献について，金融面からも指摘できる。それはユグノーがイングランド銀行設立（1694年）の出資者として大きな位置を占めていたことである。[38] 出資総額 £1,200,000 のうち £104,000 は 123 名のユグノーによって出資されていた。もっともこれも控えめな数字であって，かつてのワルン人亡命者家族を加えると，この数字はさらに膨らんで £330,000 となり，出資全体の15%を占めたと推定されるのである。

それでは以上の背景を骨子として，ここではロンドンにおける最大規模のフランス人教会 THREADNEEEDLE STREET CHURCH（第1表の35参照）に援助を求めたユグノーの資料から，かれらの職業活動・職業構成の分析を試みたい。

まず，原資料は基本的には，本稿第II章の前半で述べたユグノー救済のための寄付金を募る運動を契機に，それが当教会に分配される際に作成されたリスト（妻子を含め合計 3,419 名）から構成されている。いわば援助を求める際の「自己申告書」と言えるだろう。申告書によって，亡命者のなかに病気の者やあるいは逃げて来る途中で子供を生んだものもいたことがわかる。信仰ゆえに職を奪われたものの存在も垣間見ることができる。妻と子供数人かかえて家族で逃げて来るものも多々みられる。親を無くした孤児は他の者に養育のために預けられ，衣服が提供された。ローマ・カトリックの司祭，修道士であったのが改宗し，亡命したものもいる。またリストの最初の作成が1681年であるのは，この寄付金の要請が当年を起点に開始されたことを示している。支給された額から，この寄付金の目的は，貧しいにもかかわらず仕事にたいする熱意のあるユグノーが当面自活できるようになるまでの資金であったことが，理解される。[39]

配布された額は，申請書一人につき平均£1ないし£2であり，場合によって7£，さらに特別なものでは£41というのもある。これによって，ベッド，靴，靴下，衣服，あるいは生計を維持するための織機が購入されたのである。亡命したユグノーに緊急の問題は住居であった。通常かれらの住居は小さく，数部屋であり，一軒屋のこともあれば，集団住宅（a group of houses）の場合もあったのである。こうした住居の位置から判断して，この亡命者集団は Spitalfields および Shoreditch に，あるいは少ないながらも，the Minories, St. Katherine's に居住していた。要するに，ロンドン北東部に大多数を見いだし得て，二つの定住地の一つに集中していたことになるのである。[40]

亡命者の法律上の問題は国籍獲得の観点より見る必要がある。外国人であるという法律上の障害はとりあえず国籍付与開封勅許状（Patent of Denization）の獲得によって解決された。これは，一

注 (37) Scoville [1952], *op. cit.*, p. 304.

(38) Gwynn [1985], *op. cit.*, p. 156. W. M. Acres, Hugunot Directors of the Bank of England, *Proc. Hug. Soc.*, XV (1933-37), pp. 238-48.

(39) A. P. Hands and I. Scouloudi (eds.), *op. cit.*, p. 11.

(40) *Ibid.*, pp. 12-13.

第2表 職 業 分 類

職 業	内 容	合 計
CLOTHESMAKING AND ALLIED TRADS	buckram glazer 1; carder 9; dyer 14; feltmaker 3; flaxworker 4; harberdasher 2; hatter 2; spinner 11; various weavers 233 (+3 ?); winster 9	310 (+3 ?)
CLOTHESMAKING AND ALLIED OCCUPATIONS	button maker 13; cap maker 10; draper 5; embroiderer 8; fringe maker 1; furrier 4(−1 ?); lacemaker 23; last maker 3; seamstress 3; stocking maker 7; tailor 42; tailoress 7; wigmaker 6	132 (−1 ?)
MARITIME OCCUPATIONS	captain 2; fisherman 18; seaman 70 (+1 ?)	90(+1 ?)
LEATHER WORKERS	currier 6; glover 4; leather dresser 18; saddler 2; shoemaker 34; tanner 13; trunk maker 2	79
AGRICULTURAL WORKERS	cowherd 1; delver of groud 1; farmer 2; gardener 7; hill maker 1; husbandman 52; vine dresser 4	68
METAL WORKERS	author smith 4; armourer 6; brazier 8; clock and watch maker 3; cutler 1; farrier 2; founder 3; goldsmith 13; gold wiredrawer 1; gunsmith 5; locksmith 13; pewteres; smith 1; sword cutler 3	66
MEDICAL AND ALLIED OCCUPATIONS	apothecary 9; barber 1; druggist 3; midwife 2; nurse 5; surgeon 42	42
WOODWORKERS AND ALLIED OCCUPATIONS	cabinet maker 4; carpenter 11; carver 2; cooper 10; joiner 9; ship's carpenter 17; turner 2; wooden shoemaker 1	56
MERCHANT, SALESMAN, AND ALLIED OCCUPATIONS	clotier 5; mercer 9; merchant 23; pedler 1; shopkeeper 1; tradesman 2	41
FOOD AND ALLIED OCCUPATIONS	baker 4; brewer 1; butcher 9; confectioner 3; cook 4; distiller; grocer 1; innkeeper 1; miller 7; pastry cook 2; wine drawer 1	34
FORMERLY EMPLOYED BY THE STATE	army, navy, etc. 21; solidier 6	27
EDUCATIONAL AND ALLIED OCCUPATIONS	book seller 2; minister 3; music master 1; reader 1; schoolmaster 11; schoolmistress 13(+1 ?); student 6	25 (+1 ?)
LEGAL AND RELATED OCCUPATIONS	attorney 6; notary 3; scrivener 2	11
STONE WORKERS	lapididary 2; mason 3; sculptor 3	8
ARTISTIC AND ALLIED OCCUPATIONS	fan painter 1; ivory worker 1; limner 1; painter 1	5
MISCELLANEOUS	apprentice 63; basketmaker 3; coachmaker and coachman 2; glazier 1; horsedealer 1; huntsman 2; messenger 1; proselyte 8; roapemaker 4; sail maker 6; servant 18 (+9 ?); tallow chandler 2; tiler 1; trellis maker 2; waiter 1; wheelwright 2	117 (+9)
UNSPECIFIED	gentleman 14; gentlewoman 14; entered as of 'no trade' 64	92

(出所) A. P. Hands and I. Scouloudi (eds.), *op. cit.*, p. 192, Appendix I.

世紀まえの亡命者の場合と同様である。[41] ただ一般にこれを獲得するために一定の額を支払う必要があったが，ユグノー亡命者に対しては，そのものが「貧しい」場合，無料で許可されることも可能であった。興味深いことに，当教会に救済された3,419名の亡命者のうち国籍を取得したものはわずか546名にすぎず，約16%のみが獲得したことになる。すなわち多くの者がたとえ「無料」であっても国籍を獲得してないのである。

そこで，第2表を検討してみよう。当表は職業が記載されている亡命者約1,200名からなっている。確認できる基本的な史実は，①大部分の亡命者が職人（craftsmen）および手工業者（manual workers）であり，②農業に従事するものも hasbandman という形で検出できるということである。そして③手工業といってもその種類は多様で，多数をしめる職種もあるが，決して偏ってはいないということである。これはネーデルランドからの亡命者も含めて全般的に指摘できる特徴である。つぎに具体的な職業を見てみると，④3分の1強が CLOTHMAKING および CLOTHSMAKING と織物関係の職人で占められており，とりわけ織布工（weavers）が多数を占めていた。この織布工もさまざまな種類からなり，FUSTIAN WEAVER, LINEN WEAVER, SILK WEAVER, WOOL WEAVER, WORSTED WEAVER 等からなり，それらもさらに細かな分業を形成していたのである。このなかでも最も多数であったのは（233+3 ?）名と絹織布工（SILK WEAVER）であった。このように構成員の多くの職業が「織物関係」の職種で占められたということは，この教会が東部の定住圏に属していたことをはっきりと示しているのである。

この傾向は，ロンドン「西部」に位置した conformist 教会 THE SAVOY（第1表の102参照）のほぼ同時期の職業構成と比較すると さらに明瞭となる。当教会では職種84，職業の判明する者326名中，軍人（MILITAIRE）を名のる者が55名も占め，そのほかに，かつら師（PERRUQUIER）25名，商人（MARCHAND）22名，宝石商（JOUAILLER）20名，仕立て屋（TAILLEUR）16名，時計製造工（HORLOGER）14名，靴屋（CORDONNIER）10名，それに特殊なものとして，外科医（CHIRUGIEN），歯科医（DENTISTE）等，医師に分類できる者20名を検出できるが，一方，織布工（WEAVER）は1名しかおらず，すでに前章でも指摘したように「宮廷」に近いという「地域的特性」を明瞭に示しているのである。[42] また当教会はその数字からも推定できるように，東部のように一定の職業に集中する度合は，遙かに弱かったのである。

最後に THREADNEEDLE STREET CHURCH に援助を求めたユグノーの出身地について検討しておこう。第3表は上述の申告書に基づいて，出身地の記載されたものを整理した集計である。

注（41） *Ibid.*, p. 17. 亡命者の法律問題はもうひとつ「帰化」との関連で論じる必要がある。1664年以降 general naturalization act を巡る賛否両論の議論は議会で半世紀にわたってなされ，1709年に議会を事実上通過したが，再び拒絶された。条例（act）通過に対する反対理由は，①trading companies が亡命者との「競争」を恐れていたからであり，②税収入の減少を懸念したからであった。亡命者はイギリス人の2倍の税を支払っていたのである。これについては以下を参照。R. D. Gwynn〔1985〕, *op. cit.*, pp. 119-121. 資料については，Joan Thirsk and J. P. Cooper, *Seventeenth-Century Economic Documents*, 1972, pp. 741-750.

（42） W. Minet and S. Minet (eds.), *op. cit.*, ii. 職業構成は紙幅の都合で省略。

第3表 出　身　地

地　帯	地　域（人　数）	合　計
フランス西部	Angoumois (3), Charente (14), Charente-Maritime (418), Deux-Sèvres (207), Gironde (2), Loire-Atlantique (18), Lot-et-Garonne (3), Maine-et-Loire (12), Poitou (62), Vendée (26), Vienne (106)	878
フランス中部	Eure-et-Loir (13), Indre-et-Loire (55), Loir-et-Cher (13), Loiret (4), Rhône (11), Saône-et-Loire (4), Seine (428), Seine-et-Marne (3), Seine-et-Oise (5)	536
フランス北部	Aisne (27), Ardennes (10), Calvados (7), Eure (7), Ille-et-Vilaine (11), Manche (12), Nord (3), Oise (99), Orne (11), Pas-de-Calais (14), Perche (1), Picardy (1), Seine-Maritime (153), Somme (66)	423
フランス南部	Daufin (1), Drome (1), Gard (15), Haute-Alpes (2), Hérault (2). Isère (1), Langedoc (2), Tarn (2), Tarn-et-Garonne (2)	28
フランス東部	Moselle (2)	2
そ　の　他	確定不能地域（フランス）(37+110), Rest of Europe (41), British Isles (57), Berumuda (1)	246

（出所） A. P. Hands and I. Scouloudi (eds.), *op. cit.*, pp. 204–206, Appendix II. ただし分類は若干変更があり，地域内の地名は紙幅の都合で省略。

当表から①この教会の亡命者はフランス西部の出身者が非常に多く，続いて中部，北部の順になっているのがわかる。一方，②南部，東部についてはその数は僅少でほとんど考慮に値しない。またそれを詳しく検討すると，③西部においては Charente-Maritime 418名（内 Soubise 169, Marennes 53），Deux-Sèvre 207 名（内 Niort 96），Vienne 106 名（内 Poitiers 60）となっている。④中部においては Seine が 428 名と圧倒的に多数だが，その内の大多数は Paris（346）出身であった。さらに⑤北部に関しては，Seine-Maritime 153名であり，内62名が Deep，59名が Rouen 出身であった。こうした数字から判断すると，出身地分析の重要要因は「距離」であったと考えられ，すなわち亡命先ロンドンに「接近した地帯」からの出身が多数を占め，「遠距離地帯」からが少数であったと解釈できるだろう。というのもフランス南部は改革派の勢力が非常に強い地帯でありながら[43]，にもかかわらず当教会への亡命は僅少だったからである。

Ⅳ 結　語

これまで17世紀後半ナントの勅令廃止を契機にロンドンに亡命したユグノーの定住の特色とその職業構成について検討してきた。これまでの議論から一応以下のことが結論づけられる。

第一に定住地の問題である。ユグノーはロンドン東部と西部に二つの定住地をみいだした。西部は Westminster に近く，その多くが conformist の教会を形成していた。一方東部はスピトルフ

注（43） 金哲雄「ユグノーとフランス資本主義—コルベルティスムに関連して—」（大阪府立大学『歴史研究』第24号，昭和61年），72ページ，また16世紀の改革派教会の分布については，二宮宏之「フランス宗教戦争」（『世界の歴史』第9巻，筑摩書房，1961年所収），233ページ。

ィールズを中心にすべて non-conformist の教会を形成していた。当地は絹工業を営んでおり，ここでの亡命者の多くがこの「単一の産業」に従事していたようである。教会形成という点から見たとき，一世紀まえのネーデルランド亡命者の場合と比較して，その数があまりにも多いのに驚かされる。これはユグノー亡命者の規模が圧倒的に多数であったという事実と，かれらがなによりも「信仰の亡命者」であったということを改めて考慮に入れないと理解できない事態なのである。

また上述のように，ユグノー教会には二つの立場があったが，これは信仰上の問題というよりは，どの「職種」に従事するかによって影響されたものだと推定される。II章でも述べたように，本来の立場は両者ともカルヴィニズムであり，たとえイギリス国教会に礼拝形式の点でコンフォームしていたにせよ，彼らは「内面的」かつ「心情的」には確実に "non-conformist" であったと銘記されてよいだろう。その証拠に，1689年に「宗教寛容法」が制定されると，西部においても急速に non-conformist の教会が形成されていくのである。

さらに，出身地については，当時最大のユグノー教会 TREADNEEDLE STREET CHURCH だけしか本稿では対象にできなかったが，そこではフランス西部の出身者が非常に多く，南部出身者の極めて少ないことが確認できた。ただし，現段階では，それがユグノーのロンドン亡命の一般的傾向であったかどうかは判断できない。むしろ一般化は避けたいと思う。

次に日常の職業活動からみた場合ユグノーはどのような特徴を有したであろうか。本稿ではこれまでユグノーがもたらしたといわれる製品を一通り整理したあと，具体的な資料を提示して，検討してみた。そこで次のことが言えるだろう。ユグノーはたしかにイギリスにとって馴染みの薄い商品をもたらし，その「輸入代替政策」に大きな影響力をもった。彼らの貢献度は大きく，当時の経済の専門家が「新産業誘致」という線でユグノー亡命の利点を捕えていたことも十分に理解できる。しかし前世紀のネーデルランド亡命者と比較した場合，直接的な産業上の影響力という点からはむしろ小さかったように思われる。たしかに，ユグノーの多くは「絹織布工」や「帽子製造工」からなり，新種の商品を数多く紹介したといえる。だが，絹工業そのものは衰退していたもののすでにイギリスに存在しており，また後の産業史からみても，絹工業がイギリスの産業をリードしたことはなかったのである。その点ネーデルランド亡命者のもたらした「新毛織物」の影響力は遙かに大きく，17世紀の産業史の主役を演じたのであった。こうした点から見て，規模の点ではるかに小さいとはいえ，ネーデルランド移民者を産業史の点から高く評価する根拠は十分あると思うのである。[44] 大衆商品という観点からみても，新毛織物の「大衆性」と比較して，ユグノーは「奢侈品」に特化する傾向にあり，「宮廷」の近くにも定住したという事実がその傾向を如実にしめしている。

だが，そうは言いつつも，亡命したユグノーの大部分が当時のフランスの「中産的生産者層」であり，本来の「近代資本主義」の担い手であったことは否定できないであろう。ユグノー亡命によってフランスの産業がどの程度の損失を被ったかという議論は百花繚乱であるが，[45] 当時のもっとも

注 (44) W. C. Scoville, "Minority Migrations and the Diffusion of Technology," *Journal of Economic History*, XI, 1951, p. 355.

貴重な「市民的担い手」の多数をフランスが失ったことの重大性は絶えず記憶されねばなるまい。

（亜細亜大学経済学部専任講師）

注（45） W. C. Scoville〔1960〕, *op. cit.*, p. 155. R. D. Gwynn〔1985〕, *op. cit.*, pp. 157-159. 後者は Scoville に対する批判である。ユグノー亡命によるフランスの損失は，フランス内部の産業のみの検討では不十分で，受け入れ側のイギリスの対フランスとの「貿易収支」の改善や金融機関への貢献を考慮に入れるべきであり，それが当のフランスにどれほど大きな「脅威」になったかも考える必要があると主張する。